



公益社団法人 日本歯科衛生士会  
令和5年度 代議員会議事録

- 1 開催日時 令和5年6月11日(日) 13:30~16:17
- 2 開催場所 ステーションコンファレンス東京 501  
東京都千代田区丸の内1-7-12
- 3 出席者 代議員総数 83名  
出席代議員数 80名 (うち議決権行使書提出4名、委任状3名)  
定時代議員会出席者名簿 (別紙1のとおり)
- 欠席代議員数 3名
- 理事総数 20名  
出席理事数 19名 定時代議員会役員等出席者名簿 (別紙2のとおり)
- 監事総数 2名  
出席監事数 2名 定時代議員会役員等出席者名簿 (別紙2のとおり)
- 顧問・学会長 2名 定時代議員会役員等出席者名簿 (別紙2のとおり)

【感染症等の影響を踏まえ、あらかじめ、代議員の意向を確認した結果、「議決権行使書」及び「役員採決票」の提出が期限までにあり、代議員の意思を代議員会の決議に反映できた。】



- 4 議長・副議長 議長 三好早苗(広島県) 副議長 末永智美(北海道)
- 5 議事録署名人 打矢純子(神奈川県) 高橋千鶴(兵庫県)
- 6 配布資料 ・令和5年度定時代議員会議事次第  
・令和5年度定時代議員会議案書(代議員・役員には事前配布)

7 議事の経過の要領及びその結果

定刻となり河野専務理事より開会を宣し、本定時代議員会は、定款第18条の規定に定める定足数を満たしており、適法に成立した旨を告げ、議案の審議に入った。

(河野専務理事)今年度の定時代議員会は、定時代議員会の出席者数につきましては、定款第21条の規定により、あらかじめ「書面による議決権行使」及び「委任状の提出」をもって出席したものとみなすと規定されています。この数を含めて出席者となります。

【代議員総数83名のうち会場出席数73名、議決権行使数4名、委任状3名で合計80名になり、定足数(総代議員の過半数43名)を満たす。】



- (1) 歯科衛生士憲章の唱和 【河野専務理事が担当】
- (2) 物故会員に対する黙とう 【河野専務理事が担当】  
・令和4年度物故会員 14名
- (3) 議長及び副議長の選出

河野専務理事より定款第 17 条の規定に定める議長及び副議長の選出について諮り、会場の代議員から推薦がなかったことから、河野専務理事から推薦することについて、了承を得たうえで議長及び副議長を推薦した。

推薦のとおり、議長に三好 早苗（広島県）、副議長に末永 智美（北海道）が異議なく承認され、選出された。

#### （４）会長あいさつ

議長及び副議長が着席後、始めに議長の指名により吉田会長からあいさつを行った。

（吉田会長）ただいまご紹介に預かりました。会長の吉田直美です。本日は、多くの方が参加され、久々に対面でお会いでき嬉しく思います。

さて、一昨年の代議員会並びに理事会を経て、会長を拝命してから、2年が経ち、この体制を終える日になりました。前会長が代議員会前日に逝去され、引継ぎができず、わからないことばかりで、理事にも事務方にも負担をかける不甲斐ない会長であったと思います。振り返ると、新型コロナウイルス感染症の感染拡大にかき回され、思うように事業を進めることができなかつた一方で、WEB 会議が普及し、オンラインでのゼロアクセスに時間的に助けられてもいました。本会でも電子決済を行えるようになり、牛歩のような速度ではありますが、日衛においても DX を進めるよう取り組んでいます。任期中にインスタグラムやツイッターを開設し、発信力を高める取組みをしました。組織委員会、広報担当理事、学会委員会のご尽力によるものです。どちらも、フォロワー数はかわいらしいものではありますが、牛歩であっても、多くの歯科衛生士に情報が届けられるための成果の一つかと思います。皆さんも拡散にご協力ください。

任期中には、本会会員が調査協力をしました「歯科衛生士の業務の見直しに関する研究」の報告が出されました。歯科衛生士が浸潤麻酔を行うことに関連しては、ほとんどの養成機関で十分な教育がされているとは言えず、1日の簡単な卒後研修で浸潤麻酔ができるとする状態ではないということが明らかになりました。今後、歯科衛生士が浸潤麻酔を行うためには、まずは体系化した教育・研修が必要であると考えます。

皆様にお伝えしてまいりました専門歯科衛生士制度の検討は、任期中の2年間をかけて行いました。広告可能な専門とつなげていくためには、クリアすべき条件があるため、まずは、歯科衛生士の専門分野確立のために学会の中に、研究集会を立ち上げ、10年間の時間をかけて基盤づくりを行う計画をたてました。これに伴い、学会のワークショップを来年度から研究集会に変えて行う予定です。

歯科衛生士に対するニーズは高まっており、例えば、2024年度から始まる第8次医療計画には、歯科衛生士の名が多く上がっていると伺っております。管理栄養士の学会などからも、栄養の問題を解決するにはまず口からと歯科衛生士へのラブコールをいただいています。たくさんの方のニーズがあり、求められる存在になっているにも関わらず、必要な情報が必要な歯科衛生士に届かないという現象が長く続いております。

維持をするためには変化しなければならないと言われてますが、日衛もパラダイムシフトを行わなければならない時機が来ています。歯科衛生士が、必要な学びを継続しつつ、社会のニーズに応えられるよう準備しなければなりません。この機にのって、多くの仲間と学びを深めていければ、歯科衛生士がさらに求められる存在になっていくと思います。

本日は、短時間ではありますが有意義な議論となるよう願って、挨拶に代えさせていただきます。

#### (5) 議事録署名人の選任

三好議長より定款第 22 条第 2 項の規定に定める議事録署名人の選任について諮り、議長から推薦することについて、了承を得たうえで 2 名を推薦した。

推薦のとおり、議事録署名人として 打矢 純子（神奈川県） 高橋 千鶴（兵庫県）が異議なく承認され、選任された。

#### 【審議事項】

##### (1) 第 1 号議案 理事及び監事の選任に関する件

始めに議長の指名により臨席した理事及び監事の立候補者は、自己紹介を行った。その後、議長から選任方法について、説明を行った。

- ・理事及び監事の選任は、定款第 14 条、第 20 条及び第 25 条の規定に基づき、代議員会の決議によって行う。
- ・決議は、総代議員の過半数が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって選任される。
- ・選任方法は、定款第 20 条第 3 項及び役員選任規程第 6 条の規定に基づき、候補者ごとに決議を行い、過半数の賛成を得た者が理事及び監事として選任される。
- ・採決は、役員採決票（書面）による無記名投票により行い、会場出席の代議員（委任状出席を除く。）の投票数及び議決権行使者から 6 月 9 日までに郵送により提出された投票数の合計とする。

(三好議長) これから事務局より代議員の皆さんに採決票を配りますので、候補者ごとに賛否を記入し、記入が済んだら、議長席の前にある投票箱（投票箱が空であることを事務局長が確認）に入れてください。

投票が終わりましたら、自分の席にお戻りください。

(投票が済んだ後に) 議決権行使者の郵送による事前投票 4 通は、確認しましたので投票箱に入れます。これから、事務局で採決票の集計を行うので、その結果は第 5 号議案の前に報告します。

##### (2) 第 2 号議案 令和 4 年度事業報告（案）に関する件

##### (3) 第 3 号議案 令和 4 年度決算報告（案）に関する件

議長より第 2 号議案及び第 3 号議案は、内容が関連しているので、併せて説明し、その後で

質問を受けることを提案し、議長の指名により茂木副会長から「第 2 号議案 令和 4 年度事業報告(案)に関する件」について、資料に基づき説明を行い、引き続き、財務担当の根岸常務理事から「第 3 号議案 令和 4 年度決算報告(案)に関する件」について、資料に基づき説明を行った。

続いて、議長より決算報告に関連して、監査報告を監事に求め、渡邊監事から資料「監査報告書」に基づき監査の結果を説明し、引き続き今村監事から本日の代議員会議事録には本日現在の代議員名簿を添付する旨説明し、続いて審議に入った。

(三好議長) 第 2 号議案の令和 4 年度事業報告(案)については、定款第 50 条の規定により、理事会の承認を得て、定時代議員会に提出し、その内容を報告するとあるので、採決の必要はありません。また、議決権行使の代議員に賛否をお聞きしましたところ、全員の賛同を得ていることをご報告いたします。

質問をお受けします。質問のある方は挙手し、質問の前に所属会と氏名を名乗ってから発言をお願いします。

高橋代議員(兵庫県) 令和 5 年 2 月 11 日に開催された令和 4 年度都道府県歯科衛生士会会長会に 1 名の傍聴者が参加されたが、参加条件と参加された方が引き続き分科会にも参加されたかどうか。

(吉田会長) 次期会長予定者が参加された。参加条件の設定はされていなかったため、三役で相談して参加を認めた。今後参加希望者が増加するようであれば、条件として決めていく必要がある。

高橋代議員(兵庫県) 令和 5 年度予算・制度などに関する要望書の処遇改善に関することについて、医療職俸給表(二)初任給基準表の歯科衛生士学歴免許等区分の「高校専攻科卒」についてお聞きしたい。

(吉田会長) 厚生労働省歯科保健課で聞いたところでは、過去に存在し、該当者が存命中の間は削除できないとのことだった。要望書については、自民党議員から回答が来ている。それによると、厚労省で 4 年制大学が他の養成所と比較してより高度で専門的な教育を行っているという実態を整理した上で、人事院において必要な対応が取られるという回答であった。看護、歯学医学の大学教育においては、モデル・コア・カリキュラムが存在するが、歯科衛生士にはなく、その教育の違いを示すことができていない。現状では文部科学省ではオーソライズされたモデル・コア・カリキュラムが存在していないということだ。昨年、任意の組織である全大協が文部科学省の職員も入れてモデル・コア・カリキュラムについて検討をした際には、「歯科衛生士教育は大学も養成所も全て同じではないか」というような発言が歯科医師からあったような状況がある。確かに大学と専門学校では教育の違いがあることを示さないと歯科衛生士の給料は上げることができないと実感した。今後、全国歯科衛生士教育協議会と連携を取りながら、示して行ければ、人事院で認められようになると期待している。

清水代議員（兵庫県）学生会員についてお聞きします。当会では学生会員の入会説明会、並びに卒業時の入会案内、また、会の概要等の説明を希望される養成校にお伺いして、説明を行っている。希望者への日本歯科衛生士会での学生会員の入会者に対する方策或いは、地方会への提案があれば教えて欲しい。

（吉田会長）私も教員であるので、関心のある所である。入会された方に働きかけるのも必要ですが、同時に学校の先生方に職能団体に入ることの意義をもう少し明確に伝えないといけないと思っている。今年度、全国歯科衛生士教育協議会から機会をいただき、開催される講習会の中で、歯科衛生学総論について 2 回講義をする予定である。歯科衛生士教本「歯科衛生学総論」には、専門職の職能団体についても掲載されているものの、職能団体の意義や所属することが専門職として繋がることの記載が不十分と感じている。そこで、講習会に参加された教員の方々にははっきりとお伝えしようと思う。教員が理解し、意識すること、教本に明示すること、さらには教員から学生にしっかり伝えることが先だと思う。若い方は、政治や法律に興味が無く、法が変わらないと処遇が変わらないことを理解していないのかもしれない。法律と同様に診療報酬を改定するにも、団体から根拠を示して働きかけていくことが必要である。幸いにも全国歯科衛生士教育協議会の理事が本会の理事に就任しており、互いの団体の連携を密にしたいと考えている。ある県会の会長から「歯科衛生士会に入会することは投資である。投資をせよ。ということで入会者が増加した。」との話を聞いたが、キャッチフレーズ的なことは若い方には響き易いのかもしれないので、出来るだけ分かり易く意味や意義は伝えていきたいと思う。

柴田代議員（愛知県）歯科衛生士の離職防止について、県内の養成校の卒業生に対するアンケート調査の結果、判明したのは歯科医師との関係問題が一番多かった。日本歯科衛生士会が現場の歯科衛生士の状態について、日本歯科医師会と話し合っていることを教えて欲しい。

（吉田会長）実態調査で根拠を示せば、要望書に記載したり、日本歯科医師会と話し合うことは可能であると思う。先日、本会から全都道府県会にお願いした調査は令和 6 年度の要望書のためのものである。調査結果は皆様にもフィードバックするつもりである。歯科医師会と話し合う機会はあるが、歯科医師と歯科衛生士の関係についての問題は個々の状況が大きいため、簡単にいかないことが多々ある。例えば、現在福岡県において、歯科医師会と歯科衛生士会が連携のうえ、歯科医師に対して歯科衛生士の働かせ方を学ぶといった事業を行っているようだが、そうした取り組みなどがよいヒントになるかもしれない。

山口代議員（大阪府）大阪府は行政に歯科衛生士が配置されておらず、行政に歯科衛生士の配置を実現させるための助言が欲しい。

（吉田会長）行政には、大卒者が合格する確率がかかなり高いと実感しているが、これだという秘策があるわけではない。歯科衛生士のカリキュラムや教育制度が昔からほとんど変わっておらず、教育年数の違いによる能力の違いが説明できない状況にある。感覚として、大卒者は、少なくとも研究を行う上での基礎的な知識とスキル、統計学的な知識があることで、専門学校卒者と

は違うということと、教養科目を履修していることもアピールの点数になるのではないかと思います。早くオーソライズされたモデル・コア・カリキュラムが出来ること及び卒業時のコンピテンシーを示せることが喫緊の課題である。

(三好議長) 第 2 号議案はただいまの報告をもって審議を終わります。次に、第 3 号議案 令和 4 年度決算報告(案)について、質問のある方は挙手をお願いします。質問の前に所属会と氏名を名乗ってから発言してください。

水草代議員(愛知県) 正味財産増減計算書(案)の正会員受取会費の増減△2,513,000 円は、単価 7,000 円なので、正会員 359 名が減少したことで良いのか。

(根岸常務理事) その通りです。

水草代議員(愛知県) 正味財産増減計算書(案)の認定登録料収入の当年度 5,255,000 円は、事業報告(案)の認定登録者 388 名 3,880,000 円を差し引いた 1,375,000 円が認定更新収入となるが、1,375,000 円を認定更新料 5,000 円で割ると 275 名となる。認定更新は 5 年間で行うこととなっており、5 年前に何名が認定登録して、今回 275 名の認定更新者となったのか、調査願いたい。

(河野専務理事) 後日お知らせします。

高橋代議員(兵庫県) 学術研究振興事業積立資産 29,000 千円は正会員数 4,000 人分に相当するが、計画や進捗状況について教えて欲しい。

(吉田会長) コロナ禍で学会が現地開催出来なかったため、剰余金を解消する必要があること、歯科衛生士は、広告可能な専門についての制度をつくるための条件が整っておらず基本的な基盤を作る必要があることから、計画したものである。10 年 20 年後のビジョンを持って、若い人が私たちは専門職だと胸を張って言えるようになるための制度で、長期的な視点を持って始めようとしている。この積立金は、令和 6 年度から 10 年間かけて研究集会を立ち上げ専門性を強化するために使われる。今後会員に向けて、もう少し分かり易く広告可能な歯科衛生士がどう自分たちに繋がるのかとか、その制度に何故今着手しなくてはいけないのか、何故 10 年もかかるのか等について丁寧に説明していく必要がある。

高橋代議員(兵庫県) 私の考えている専門性と違うということが理解出来ました。令和 5 年度事業計画の歯科衛生士の学術研究の振興に関する事業の「専門領域別研究に関すること」も該当するのではないかと。

(吉田会長) その通りです。学会の中で行うものです。

高橋代議員(兵庫県) 職域も診療所だけでなく種類が増えてきており、職域についても会員に丁寧

な説明も含めて対応して欲しい。

(吉田会長) 専門領域については、今は認定歯科衛生士をベースに整理しているが、完全に決まっている訳ではないので、是非研究集会に参加して頂いて、議論を進めながら構築していくことが大事と思っている。国民からすれば、歯周病、歯科矯正も歯科となる。国民にとって分かり易い歯科衛生士の専門性を議論できればと思う。行政もこれからさらに大事になると思っており、予防活動において行政の方はキーパーソンであるし、地域の診療所や歯科衛生士との連携も大事だと思う。

高橋代議員(兵庫県) 兵庫県歯科衛生士会も3年前から職域強化ということで取り組みを強化している。常務理事を中心に展開をしており、更に深めていきたいと考えているので、学会等についても宜しくお願ひしたいと思ひます。どちらになつても、会員に専門性のところと、これだけの金額が動いていきますので、丁寧な対応をお願いします。

金森代議員(愛知県) 愛知県歯科衛生士会でも、弁護士会の弁護士に相談することがあり、今は無料で対応してもらっているが、何かあった時に弁護士にお願い出来るよう考えているところであり、日本歯科衛生士会では、弁護士にどのような時にご活躍頂き、また謝金をどのように支払っておられるのかお伺ひしたい。

(吉田会長) 日本歯科衛生士会の顧問弁護士として契約しており、法律相談や助言のために当会又は弁護士事務所事務所以外に出向いた時は、報酬規程により交通費及び日当を支払うということで月額契約している。その他訴訟等は別途ということで規定がある。倫理審査委員会や契約の際のご相談など色々な機会に係わつて頂いている。

議長より「第3号議案 令和4年度決算報告(案)」の貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録について、賛否を諮ったところ、出席した代議員の過半数を超える賛成があり原案どおり、異議なくこれを承認した。

【採決結果：承認80名(会場出席数73名、議決権行使4名、委任状3名) 反対0名】

#### (4) 役員の報酬等に関する規定の改正に関する件

議長の指名により河野専務理事から「第4号議案 役員の報酬等に関する規定の改正に関する件」に基づき、審議に入った。

(三好議長) 質問をお受けします。質問のある方は挙手し、質問の前に所属会と氏名を名乗ってから発言をお願いします。

柴田代議員(愛知県) 監事の報酬の限度額が2倍になった経緯を説明して頂きたい。

(河野専務理事) 本会における、他の団体の実態、会員外監事の勤務実績等の状況や、将来の公認

会計士の勤務を考慮して算定したものです。

(今村監事) 次の 2 つの要素を加味して代議員会にご提案させて頂いていると理解しています。まず、次の監事を探す際に定款以上の金額でのオファーは出来ないのが、余裕を持たせることが本会の為になるであろうということが第 1 点目、第 2 点目は、都道府県会様が専門的知見のある外部の協力者に依頼される時に、日本歯科衛生士会の基準が拠り所になることが想定され、ここが都道府県会の実行の面において、日本歯科衛生士会の基準が足枷になっている可能性もあるのではないかとということです。一旦枠の方は倍増となっています。会員が減少している中で金額倍増してすることは違和感がございます。私自身も直ちに倍増するつもりはございません。私の次の世代を探す時の足枷にならないように、都道府県会の会務の執行の参考にして頂く際に、日本歯科衛生士会の基準に足を引っ張られないように必要な費用を支払うことが出来るのではないかとこのところで提案をさせて頂いているところです。会員が減少している中で、私自身も含めて役員報酬をどう考えるべきということは、色々な議論がありますし、理事会においても色々な意見が交わされた部分であります。実際の金額の増減については、私自身も慎重に考えた上で進めたいと思いますし、結果については役員報酬の欄で確認できますので、以上の 2 点について背景としてご理解を頂きたいところと功労の部分については含んでいるつもりはないということをご理解頂きたいと思います。

山口代議員 (大阪府) 監事の報酬の決め方について「監事の協議により決定する。」ことについて説明して欲しい。

(河野専務理事) 監事の独立性を考慮したものです。

(三好議長) 議決権行使の代議員に賛否をお聞きしましたところ、全員の賛同を得ていることをご報告いたします。

議長より「第 4 号議案 役員報酬等に関する規定の改正について、賛否を諮ったところ、出席した代議員の過半数を超える賛成があり原案どおり、異議なくこれを承認した。

【採決結果：承認 80 名 (会場出席数 73 名、議決権行使 4 名、委任状 3 名) 反対 0 名】

#### (5) 第 5 号議案 会長候補者の選定に関する件

議長より第 5 号議案の審議に入る前に、第 1 号議案「理事及び監事の選任に関する件」の採決票の集計結果について、次のとおり個別に報告した。

##### 【理事候補者】

吉田 直美	・賛成 72 票	・反対 3 票	・無効 (白票) 2 票
秋山 恭子	・賛成 73 票	・反対 2 票	・無効 (白票) 2 票
石川奈保美	・賛成 73 票	・反対 2 票	・無効 (白票) 2 票
岡田 昌子	・賛成 73 票	・反対 2 票	・無効 (白票) 2 票
久保山裕子	・賛成 76 票	・反対 1 票	・無効 (白票) 0 票
河野 章江	・賛成 74 票	・反対 1 票	・無効 (白票) 2 票



島谷 和恵	・賛成 77 票	・反対 0 票	・無効（白票） 0 票
須山 弘子	・賛成 77 票	・反対 0 票	・無効（白票） 0 票
長 優子	・賛成 76 票	・反対 1 票	・無効（白票） 0 票
根岸 麻理	・賛成 74 票	・反対 1 票	・無効（白票） 2 票
松本 厚枝	・賛成 76 票	・反対 0 票	・無効（白票） 1 票
武藤 智美	・賛成 72 票	・反対 3 票	・無効（白票） 2 票
村西加寿美	・賛成 74 票	・反対 1 票	・無効（白票） 2 票
山田小枝子	・賛成 76 票	・反対 0 票	・無効（白票） 1 票
長岐 祐子	・賛成 77 票	・反対 0 票	・無効（白票） 0 票
石川 博美	・賛成 77 票	・反対 0 票	・無効（白票） 0 票
渡邊 理沙	・賛成 77 票	・反対 0 票	・無効（白票） 0 票
吉福 美香	・賛成 77 票	・反対 0 票	・無効（白票） 0 票
松浦あずさ	・賛成 77 票	・反対 0 票	・無効（白票） 0 票
下池 光	・賛成 77 票	・反対 0 票	・無効（白票） 0 票

#### 【監事候補者】

渡邊 洋子	・賛成 76 票	・反対 0 票	・無効（白票） 1 票
今村 敬	・賛成 77 票	・反対 0 票	・無効（白票） 0 票

第 1 号議案 理事及び監事の選任に関する件については、議長より会場出席の代議員（委任状出席を除く。）の投票数 73 票及び議決権行使者の投票数 4 票、計 77 票の結果について、上記のとおり報告があり候補者全員が賛成多数により理事及び監事に選任された。

（三好議長）次の第 5 号議案の「会長候補者の選定に関する件」については、定款第 25 条第 3 項の規定で、「理事会は、代議員会の決議により選出された会長候補者を会長に選定することができる。」となっています。吉田直美さんを会長候補者に選定することについて、諮ります。

議長より「第 5 号議案 会長候補者の選定に関する件」について、この賛否を諮ったところ、提案どおり、賛成多数でこれを承認した。

【採決結果：承認 80 名（会場出席数 73 名、議決権行使 4 名、委任状 3 名）反対 0 名】

#### 【報告事項】

（1）令和 5 年度事業計画について

議長の指名により久保山副会長から資料「令和 5 年度事業計画について」に基づき、報告した。

（2）令和 5 年度収支予算について

議長の指名により根岸常務理事から資料「令和 5 年度収支予算について」に基づき、報告した。

（三好議長）ただ今の「令和 5 年度事業計画」及び「令和 5 年度収支予算」の報告について、質問のある方は挙手をお願いします。質問の前に所属会と氏名を名乗ってから発言してください。

有松代議員（大分県）地域歯科衛生活動の支援に関する歯科衛生士の謝金の増額を要望します。また、毎年の要望事項に対する回答について、代議員会で報告して頂きたい。

（吉田会長）他の学会の会員は、どの学会も原則、自分の持ち出しである。これは自分達の専門性を高めるために行うことだからである。しかし、助成金における歯科衛生活動の謝金の増額については、人材確保の観点からも議論していく必要があると思う。意見を頂いたことは受け止める。また、要望事項に対しては議員から回答が必ずある。回答を鑑みて翌年度の要望内容を作成するが、例えば、医科歯科連携における口腔健康管理の推進に関する要望に対する回答は、歯科医療提供体制構築推進事業における都道府県への補助を行っているや、都道府県が医科歯科連携に取り組む場合に地域医療介護総合確保基金の活用をしているなどの回答頂く。継続して要望する場合には、エビデンスを追加したり、文章をかえたりしている。行政への歯科衛生士配置についても、厚生労働省に配置して欲しい、国に配置して欲しい、行政の歯科衛生士の配置を増やして欲しいとか、研修生ではなく常勤でお願いして欲しいと具体的に要望している。要望事項に対する回答については、ブロック連絡協議会等でもう少し丁寧に説明していくようにしたいと思う。

須貝代議員（石川県）会員拡大に関することに関して、会員名簿の一元化については、メールアドレスを配布してそれを ID として管理することも出来るとのことであったが、進捗状況をお尋ねしたい。

（吉田会長）情報セキュリティーをしっかりとしないと、一元化することで一気にダメになるという怖さもあるので、新体制の中で情報セキュリティー関係の委員会を立ち上げることの方がまず先だろうと考えている。

水草代議員（愛知県）会員拡大に関する提案があれば教えて欲しい。

（吉田会長）新しい組織委員会で考えて頂くことになるが、是非皆様方からも意見を頂きたいと思う。現時点では、歯科衛生士会に入会していない方には情報が届かず、養成機関でしか繋げようがない。今年度は、マイナンバーとの紐づけを政府に要望した。看護協会では、就業者には希望する方にはマイナンバーと紐づけをして看護協会と繋げるという仕組みを作ろうしている動きがすでにある。しかし、本会としてそれが上手くいくのかということと、情報セキュリティー問題等を解決しないと、直ぐにはマイナンバーに紐づけることができない。今できることとしては、学校の先生方がキーパーソンなので、先生方に入会勧誘していただくしかない。歯科医師会の先生方をお願いする方法もあるが、地域差や労使関係にあることなど考慮すべきことがあると思う。都道府県会で、地元で地道にキーパーソンを見つけて対応することの方が、日本歯科衛生士会から日本歯科医師会をお願いするよりも効果的だと思う。学生会員が正会員となり、継続するアイデアも皆さんからほしいと思っている。

（三好議長）予定の審議は、すべて終了いたしました、その他に質問等ございますか。なければ、


これをもって議長、副議長の任務を終了いたします。


以上をもって議事の全部の審議及び報告を終了したので、河野専務理事は 16 時 17 分閉会を宣し、解散した。


上記議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、議長及び議事録署名人が記名押印する。

令和 5 年 8 月 18 日

公益社団法人日本歯科衛生士会代議員会

議 長 三好早苗 

議事録署名人 打矢純 

議事録署名人 高橋千鶴 

## 別紙1

## 令和5年度 定時代議員会出席者名簿

会名	代議員	出席	議権	委任	会名	代議員	出席	議権	委任
北海道	末永智美	○			愛知県	細久保真理子	○		
	石川佳恵	○				長縄弥生			○
	松岡円	○			三重県	笹間滋代	○		
青森県	田名辺裕子	○			滋賀県	土屋奈美	○		
岩手県	大友さつき	○			京都府	吉本美枝	○		
宮城県	加藤みゆき	○				門野節子	○		
秋田県	甫仮貴子	○			大阪府	山口千里	○		
山形県	村越友子	○				品田和子	○		
福島県	山守理真	○				郡一美	○		
茨城県	岩村昌子	○				間狩みな子	○		
栃木県	中村美智子	○				米田裕香	○		
群馬県	長谷川万里	○				兵庫県	高橋千鶴	○	
	本多ゆかり	○			岩崎小百合		○		
埼玉県	大久保喜恵子	○			栗原知子		○		
	荒井郷子	○			清水豊子		○		
千葉県	高澤みどり	○			前中みつる				○
	那須啓子	○			花房千重美				○
	榎本亜弥子	○			奈良県	米田衣代	○		
東京都	藤山美里		欠席		和歌山県	山下千穂	○		
	佐藤祥子		○		鳥取県	石井奈美	○		
	佐藤静香	○			島根県	吉田ちかみ	○		
	大金伸子	○			岡山県	久本千佳		○	
	細田江美子	○			広島県	三好早苗	○		
	川島貴重	○				渡邊礼子	○		
神奈川県	打矢純子	○			山口県	今田千恵美		欠席	
	岡本香	○			徳島県	河野美枝子		○	
	中向井政子	○			香川県	松尾明美	○		
山梨県	永井鈴美		欠席		愛媛県	川上三紀	○		
長野県	宮嶋典子	○			高知県	片岡千香	○		
	宮澤真弓	○			福岡県	岡留朝子	○		
新潟県	薄波清美	○				松永真理子	○		
	柴田佐都子	○				古賀直子	○		
富山県	山田尚代	○			佐賀県	八木浩子	○		
石川県	須貝美夏	○			長崎県	岩本和美	○		
福井県	川端登代美	○			熊本県	越川由紀	○		
岐阜県	藤井重子	○				中村加代子	○		
	奥村美雪	○				中村昌代	○		
静岡県	森野智子	○			大分県	有松ひとみ	○		
	土屋淳子	○			宮崎県	近藤泰子		○	
愛知県	金森いづみ	○			鹿児島県	下川真弓	○		
	柴田享子	○			沖縄県	野田直美	○		
	水草あゆみ	○							

(注) 議権は「議決権行使」

(代議員総数 83名) 73 4 3

## 別紙2

## 令和5年度 定時代議員会役員等出席者名簿

役職名	氏名	出欠	備考
会長	吉田直美	○	
副会長	茂木美保	○	
副会長	久保山裕子	○	
専務理事	河野章江	○	
常務理事	根岸麻理	○	
常務理事	武藤智美	○	
常務理事	浪岡多津子	○	
常務理事	山口朱見	×	
常務理事	小前みどり	○	
理事	石川奈保美	○	
理事	島谷和恵	○	
理事	須山弘子	○	
理事	松本厚枝	○	
理事	山田小枝子	○	
理事	前沢葉子	○	北海道・東北ブロック
理事	長谷規子	○	関東信越ブロック
理事	田中千暁	○	東海北陸ブロック
理事	村西加寿美	○	近畿ブロック
理事	矢野加奈子	○	中国四国ブロック
理事	下池光	○	九州ブロック
監事	渡邊洋子	○	
監事	今村敬	○	
顧問	金澤紀子	○	
顧問	松田智子	○	
学会長	吉田幸恵	×	

